

日の出町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和8年8月1日

告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項及び第4項に基づく地域生活支援拠点等事業(以下「事業」という。)を実施することにより、障害者等の障害の重度化、高齢化並びに親亡き後を見据え、障害者等が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、地域の様々な関係機関が連携し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、日の出町(以下「町」という。)とする。ただし、町は事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認める団体等に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、原則として町内に居住し、町が援護の実施主体となる障害者等とする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、次に掲げるいずれかの機能を有するものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の緊急受入体制等を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会及び場の提供 地域移行や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保及び養成 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域生活支援拠点等コーディネーターが中心となって、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点等の認定等)

第5条 地域生活支援拠点等として認定を受けようとする事業所の代表者は、町と地域生活支援拠点等の機能を担うことを協議した上で、日の出町地域生活支援拠点等事業所認定申請書(様式第1号)に当該事業所の運営規定(当該事業所が第4条各号に掲げる機能のいずれかを担うことを規定しているものに限る。)を添えて、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、認定の可否を決定し、日の出町地域生活支援拠点等事業所認定(非認定)通知書(様式第2号)により、その結果を通知するものとする。

3 前項の規定により地域生活支援拠点等として認定された事業所(以下「認定事業所」という。)は、当該認定に係る申請事項に変更が生じる場合は、日の出町地域生活支援拠点等事業所変更届出書(様式第3号)により、速やかに町に届け出るものとする。

4 認定事業所は当該認定を辞退するときは、日の出町地域生活支援拠点等事業所辞退届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(認定の取消し)

第6条 町長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業所に係る認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる機能を有しなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他町長が不適当と認めたとき。

2 町長は前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業所に日の出町地域生活支援拠点等事業所認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 事業に従事するものは、事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 障害者等及びその家族等の権利の擁護に十分留意しなければならない。
- (2) 職務上知り得た秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法律等を遵守し、適正に取り扱うものとする。その職を退いた後も、同様とする。
- (3) 関係機関と日頃から情報交換をする等円滑な関係づくりに努める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。